

# 亶理町 公園施設長寿命化計画

令和 6 年 3 月

亶理町 施設管理課

# 1. 都市公園整備状況

(令和5年12月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
17	47.34 ha	14.31 m <sup>2</sup>

# 2. 計画期間 (西暦) [令和7年度(2025)～令和16年度(2034)(10箇年)]

# 3. 計画対象公園

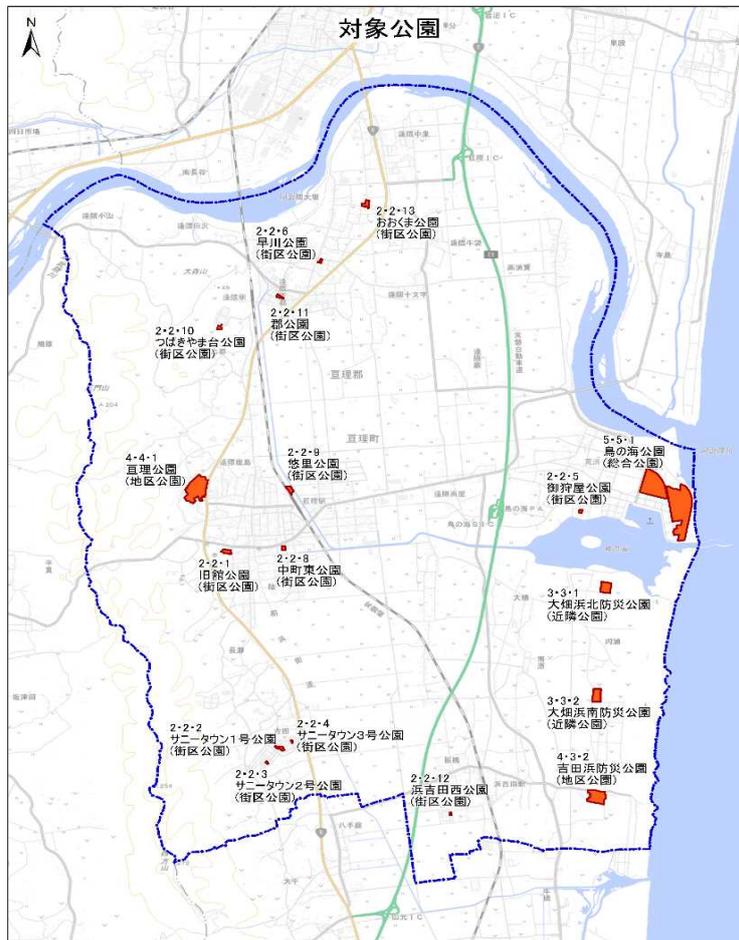
## ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
12	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	17

## ②選定理由

計画の対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園または緑地)」である17公園とする。

(位置図)



#### 4. 計画対象公園施設

##### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
168	23	59	73	92	15	59
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
800	0	0	1,289			

##### ※公園施設ごとの管理類型の例

	公園施設種別						
	園路広場	修景施設	休養施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設
予防保全型管理を行う様様 (ライフサイクルコスト算出結果により、予防保全型管理又は事後保全型管理の判断が必要となる施設)	一般施設 ・噴水等 ・日陰だな(10㎡以上)	・噴水等 ・日陰だな(10㎡以上)	・休憩所、四阿、バーゴラ等(10㎡以上)	・バックネット、バスケットゴール等※	・ステーション、テッキ、記念碑等(銅製のモニュメント等)	・	・照明施設、引込柱、時計、門・柵(高欄なもの、転落防止目的等)※
土木構造物	・橋梁(10㎡以上) ※鋼橋はすべて	・	・	・野球場、陸上競技場、水泳プール、観覧席等	・植物園、動物園、野外劇場、水曜館、図書館、体験学習施設等の教養施設	・	・水門、雨水貯留施設(地下式除く) ・擁壁・護岸(高さ2m以上のRC構造)
建築物	・	・	・ピクニック場、キャンプ場等の建築物(10㎡以上)	・	・	・売店、便所、飲食店、宿泊施設等(10㎡以上)	・管理事務所等(10㎡以上) ・発電施設等
各種設備	・法令等で点検が必要な施設	・	・	・	・	・	・展望台等(10㎡以上)
事後保全型管理	一般施設 ・園路や広場の舗装、緑石等	・日陰だな(10㎡未満) ・花壇、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石等	・休憩所、四阿、バーゴラ等(10㎡未満) ・汎用品のベンチ、野外卓	・バックネット、バスケットゴール等※ ・ゲートボール場、テニスコート等の簡易な運動施設	・記念碑等(石碑等)	・駐車場(立体式を除く)、水飲場、手洗い場	・照明施設、引込柱、時計、門・柵(安価なもの)※ ・車止め、御溝・排水ます、掃帚板、標識、くすり等 ・水道、暗渠、電線等地下埋設物
土木構造物	・橋梁(10㎡未満)	・	・	・	・	・	・擁壁・護岸(高さ2m未満、石積み、間知ブロック、補強土等)
建築物	・	・	・ピクニック場、キャンプ場等の建築物(10㎡未満)	・簡易な構造の更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワー室等の工作物	・	・売店、便所、飲食店、宿泊施設等(10㎡未満)	・倉庫、車庫等でプレハブ等簡易な構造の建築物
各種設備	・法令等の点検が不要な施設	・	・	・	・	・	・展望台等(10㎡未満)

※の施設について、健全度調査(「II-4 健全度調査と健全度・緊急度判定」参照)の結果がB判定となったものはライフサイクルコスト算出を行い予防保全型管理あるいは事後保全型管理の判断を行う。健全度調査の結果がCとなったものは、コストをかけて長寿命化対策を行っても延命効果が小さいことから、事後保全型管理と判断してよい。

##### ②これまでの維持管理状況

長寿命化計画対象公園施設(建築物、遊戯施設、その他公園施設等)は、施設管理課により維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を行っている。

公園施設のうち遊戯施設は、維持保全に加え、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する規準」((一社)日本公園施設業協会)に基づき毎年1回の安全点検を実施している。

この安全点検により危険箇所等が発見された場合、緊急度の高い施設から順次修繕・補修を行っている。

##### ③選定理由

公園施設長寿命化計画の対象公園は、経過年数が40年を超える公園が約4割を占め、10年後には約5割に達する見込みであり、劣化・損傷が著しい施設が見受けられる。

特に遊戯施設や便益施設については、老朽化により大規模な修繕や早期の更新を必要とする施設が多い。

本町では、前回の長寿命化計画を踏まえて施設の修繕・更新を行ってきたところであるが、東日本大震災による公園施設への被害やその後の復興によって施設の変容もみられることから、現在の施設利用の安全性及び快適性の確保のために、劣化・損傷の著しい建築物・工作物及びその他の公園施設を対象とした長寿命化計画を改訂することとした。

計画の検討に際しては、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に伴う公園利用形態の変化等を考慮し、メリハリのあるストックマネジメントの導入を念頭に、老朽化し機能維持が困難になりつつある施設等を中心に修繕・更新を進めるものとする。

計画対象公園施設については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

計画対象公園施設は令和5年度に調査を実施した1,289施設とする。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、令和5年（2023年）10月から11月までの期間に実施した。健全度調査対象は325施設であり、施設種別毎の点検調査方法及び点検結果は以下のとおりである。

### 1 一般施設、土木構造物、建築物

「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省）に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は、予防保全型管理及び予防保全型管理の候補とした247施設を対象に実施した。

### 2 遊具等

調査対象の遊具73施設については、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2014」に規定する点検マニュアルに則り、年1回の安全点検を実施した。

### 3 各種設備

調査対象の各種設備は5施設であり、法定点検が義務付けられている設備については、定期的な点検を実施した。

表 健全度を把握するための点検調査結果 (施設)

施設種別	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (208)	0	193	15	0	
b. 遊具等 (73)	17	35	21	0	
c. 土木構造物 (13)	0	12	1	0	
d. 建築物 (26)	1	18	7	0	
e. 各種設備 (5)	0	5	0	0	

点検調査の結果、更新や補修等の対策が必要なC、D判定施設は、健全度調査施設の13.5%（44施設）であった。

## 6. 対策の優先順位の考え方

健全度判定に基づき、施設の修繕・補修もしくは更新の優先度に関する緊急度判定を行った。判定の際には、経過年数、規模、安全性や利用頻度等、施設の機能特性や重要度に配慮した。

健全度Cの施設のうち、利用危険性が高い施設は緊急度「高」とし、それ以外の健全度Cの施設は、基本的に緊急度「中」とした。健全度A、Bの施設は緊急度「低」とした。

表 健全度調査対象施設の緊急度判定 (施設)

施設種別	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (208)	0	15	193
b. 遊具等 (73)	0	21	52
c. 土木構造物 (13)	0	1	12
d. 建築物 (26)	0	7	19
e. 各種設備 (5)	0	0	5

## 7. 対策内容と実施時期

### ① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、所管部署である施設管理課により管理し、公園施設全般の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷状況を把握する。

清掃・保守活動を通じて公園施設の異常が発見された場合は、必要に応じて応急的な措置の実施、あるいは使用を禁止し事故等を未然に予防するなどの対策を講じる。

遊具は専門業者に委託して、年1回安全点検を実施して必要に応じて修繕・補修を実施する。

#### a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

- ・ 一般施設、土木構造物及び建築物については、これらを構成する部材・資材が多岐に渡ることから、特に主要構造物の耐久性、耐候性、強度及び経済性等に関する情報の把握・確認に努める。
- ・ 施設の日常点検で重度の劣化や損傷を把握し、使用の継続が危険と判断された場合は使用禁止の措置を行う。同時に当該施設の健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を確定つけた上で必要な措置を行う。

#### b. 遊具等

- ・ 公園施設の中で、特に安全性の確保が求められる遊具等の修繕・補修は、日常点検及び年1回有資格者により実施される安全点検の結果を基に、施設の劣化及び損傷を把握し、安全基準に照らして必要な対策を実施する。
- ・ 遊具の消耗部材等は「遊具の安全に関する規準」（（一社）日本公園施設業協会）で交換頻度の目安が示されていることから、交換時期が近づいてきた時は、該当箇所の劣化・損傷を注視して点検する。消耗部材の交換は、指針案により修繕に該当するとされており、日常的な維持保全に含むものとする。

#### e. 各種設備

- ・ 関係法で定める実施頻度と有資格者により、定期点検を健全度調査として実施し、修繕・補修が必要な場合は適切な措置を専門業者に委託する。

### ② 公園施設の長寿命化のための基本方針

#### 1. 予防保全型に類型した施設

- ・ 事後保全型管理あるいは予防保全型管理の類型は、指針案の参考表に示された施設別の規模・仕様による分類によることを基本とし、予防保全型管理候補とした施設については、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とし、指針案の補正表により確定する。
- ・ 定期的な安全点検や法定点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ 施設の延命化の実施時期は、できるだけ健全度がB判定の時点において適切な対策の実施を基本とする。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

- ・ 各施設の構造形式及び主要構造材を把握しておき、点検においては、特にこれらについて劣化・損傷状況を確認する。
- ・ 延命化のための補修は、主要構造材等の部材・資材により対策内容及び実施時期が異なるので、施設別、部材・資材別に補修内容を明確にしておく。
- ・ 日常的な巡視・点検のほか、5年に1回以上の健全度調査を実施して施設の劣化・損傷状況を確認する。

b. 遊具等、e. 各種設備

- ・ 定期的な安全点検では、点検項目が規定されているので、点検報告書により劣化及び損傷箇所やその内容・程度を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷が報告された場合、必要な補修や消耗材の交換等を行うほか、施設の継続的な利用が危険と判断された時は使用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修もしくは更新を長寿命化計画に位置づけた上で必要な措置を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 今後の長寿命化計画の見直しや事業実施の優先順位の検討に資するよう、維持保全（清掃・保守・修繕）や日常点検を通して施設機能の維持と安全性を確認し、既往計画と乖離が生じた場合は、計画の見直しを行う。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とし、指針案の補正表により確定する。
- ・ 消耗材の交換は、指針案では日常の維持保全に含むとしているので、これらの施設については、消耗材の交換頻度を把握しておき、日常点検における劣化・損傷状況に応じて適宜交換する。
- ・ 日常点検で著しい劣化や損傷、施設機能の喪失を把握した場合、すなわち健全度Cに相当する程度になった時点で施設の更新を検討する。

8. 都市公園別の長寿命化に向けた対策施設・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書（総括表）」による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	573,334	千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	376,234	千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	197,100	千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	57,333	千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回、長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は26,140千円であり、計画期間中、単年度当りの縮減額は2,614千円となる。

## 1 1. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）： [ 令和 11 年度（2029） ]

### ②見直し時期、見直しの考え方など

- 本計画の見直し時期は、指針案に示された5年に1回以上を目安に、計画中期となる令和11年度（2029）に見直しを予定する。
- 計画の見直しにあたっては、計画各年の実施状況の反映、既往計画の内容との乖離の是正を主な見直し事項とする。
- 計画対象公園における安全性と利便性の継続的な維持保全を図るため、長寿命化計画の策定期間は常に向こう10年間とするため、次回見直し年度翌年を起算年とする新規10年間の計画を策定する。
- 次回の見直しにおいては、延命化によるライフサイクルの縮減はもとより、公園の利用状況や利用者ニーズの変化等を考慮しつつ、公園機能の見直しに基づく施設の改良及び廃止・集約化に努め、維持管理コストのさらなる縮減を目指す。

